

平成 2 1 年 4 月 6 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

企業年金連合会

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見

企業年金制度等の実態に関する知見および機関投資家としての資産運用における経験に基づき、投資家等への有用な情報の提供という会計基準本来の目的を念頭に、意見表明するものであり、別添のとおり取りまとめましたので提出いたします。

意見

1. 回廊アプローチの導入（論点4 2）

期間損益の適正な把握および国際的な比較可能性の確保のため、回廊アプローチの早期導入が必要である。

国際会計基準および米国会計基準においては、回廊アプローチにより一定幅（ 1 ）を超えた部分のみ費用処理すればよい。一方、我が国では、回廊アプローチが導入されていないことから、全額が費用処理の対象となる。

特に現在の経済金融危機のもとでは、実際に国際的な基準との間に重大な差異が生じ、このままでは我が国の企業のみ多額の損失計上および債務認識（ 2 ）が強制されることとなる。このように企業年金制度を有する企業の場合は、重大な差異が生じる。投資家に対する国際的な比較可能性の確保および我が国の企業の円滑な資金調達のため、早急な見直しが必要である。

- 1 退職給付債務か年金資産のいずれか大きい方の 10%
- 2 従業員 5,000 人規模の企業では、単年度で 10～100 億円程度の差異が想定される。

2. 即時認識（論点3 2、論点4 1）

いわゆる即時認識には、貸借対照表日において債務が実態を反映し、公正に測定されるものとなっていることが不可欠である。

現行の予測単位積増方式に基づく退職給付債務については、我が国のみならず国際的にも様々な問題が指摘されており、そのまま負債あるいは損益において即時認識することは、却って財務諸表が企業の実態を反映せず、透明性も損なわれることとなるため

反対である。

更に、将来的には債務認識および測定方法の見直しも見込まれるなか、敢えて現在の計算方法による結果を即時認識する基準変更を行うことは、問題がある。

3 . 厚生年金基金制度の代行部分を最低責任準備金で評価する処理の導入

厚生年金基金制度の代行部分の評価は最低責任準備金とする見直しを早急に行う必要がある。

厚生年金保険法改正により、代行部分について、継続時にも最低責任準備金を超える企業の負担は発生しないことが明確になった。しかし代行部分が退職給付債務で評価される現状においては、最低責任準備金を超過する負債計上が会計上行われており、財務諸表の有用性および比較可能性が著しく損なわれている。

企業の負担または剰余は、最低責任準備金に対する過不足であり、代行部分の給付額には対応しない。したがって我が国の退職給付会計および国際会計基準の枠組みにおいては、代行部分について、退職給付会計の対象外とし年金資産から最低責任準備金を控除する等の方法により、企業の財務状態を適正に示すものとする必要がある。